

午前10時28分 開会

【山田委員長】 委員の出席状況について報告する。全員出席である。

議 長 挨 拶

1 令和7年第1回定例会の運営について

(1) 付議事件について(資料1)

【山田委員長】 市側に説明を求める。

※総務部長から、資料1に基づき説明。

【山田委員長】 説明のとおりでどうか。

【石田委員】 議案第2号から議案第5号までについて、国の法律の改正があったため、それに準じてという性格のものなのかそれぞれお答えいただきたい。

【総務課長】 議案第2号は国の法律は関係ない。議案第3号から第5号は国の法律に基づくものである。

【石田委員】 公務員の給料等は、大体年に1回変える時期が来ると認識していたが、今回間隔が少し早いと思っているが何か特別な事情があるのか。

【総務課長】 こちらに関しては、令和6年度の人事院勧告に基づくものであり、昨年4月に遡ってのものである。また、昨年のボーナスに係るものに関しては昨年12月定例会に追加上程をさせていただき、改正させていただいた。

それ以外の休暇に関するものや法制度に関するものに関しては今年4月1日施行の部分があるため今回上程させていただくものである。

【山田委員長】 ほかに皆さんから何かあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【山田委員長】 これで市側職員は退席する。

(総務部長、総務課長 退席)

(2) 会期日程について(資料2)

【山田委員長】 事務局に説明を求める。

【事務局長】 資料2を御覧いただきたい。令和7年3月第1回定例会は、2月25日(火)から3月24日(月)までの、28日間の会期を予定している。2月25日(火)が本会議、委員会は2月27日(木)から3月5日(水)まで、記載の5つの委員会である。3月6日(木)が委員会の予備日である。総務常任委員会開催日の3月4日(火)の正午が一般質問通告の締切りである。3月14日(金)、17日(月)、18日(火)の3日間が本会議で、一般質問となる。3月24日(月)が本会議最終日である。3月13日(木)と21日(金)に本委員会の開催を予定している。

【山田委員長】 説明のとおりでどうか。

全 員 了 承

【山田委員長】 それでは、そのようにお願いします。

2 陳情書の取扱いについて（資料3）

【山田委員長】 本件について、正副議長、本委員会正副委員長の四者で協議を行った。その結果と理由について、事務局から報告する。

【議事係長】 資料3を御覧いただきたい。本件は報告事項である。今定例会の締切りとなる2月14日（金）までに提出された陳情書の取扱いについて、議長が正副議長、本委員会正副委員長の四者で協議をすることが適当であると御判断され、協議が行われたので、結果を報告する。まず、陳情第7－1「議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるような図をつくり、自治体のホームページで公開することに関する陳情書」、及び、陳情第7－2号「市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情書」については、陳情書の処理基準の10「本市に住所を有しない者から郵送により提出されたもの」に該当することから、委員会付託せず全議員への配付とすると決定された。次に、陳情第7－4号「従来（紙）の健康保険証の発行存続を求める意見書提出の陳情書」については、陳情書の処理基準の10「本市に住所を有しない者から郵送により提出されたもの」及び11「既に議会として結論を出した会議から、同一任期中に提出されたもので、同趣旨と認められ、かつ、特段の状況の変化がないと認められるもの」に該当することから、委員会付託せず全議員への配付とすると決定された。次に、陳情第7－5号「訪問介護報酬引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出の陳情書」については、陳情書の処理基準の10「本市に住所を有しない者から郵送により提出されたもの」に該当することから、委員会付託せず全議員への配付とすると決定された。次に陳情第7－8号「従来（紙）の健康保険証の発行存続を求める意見書提出の陳情書」については、陳情書の処理基準の11「既に議会として結論を出した会議から、同一任期中に提出されたもので、同趣旨と認められ、かつ、特段の状況の変化がないと認められるもの」に該当することから、委員会付託せず全議員への配付とすると決定された。次に、陳情第7－9号「国に対して、対外的情報省を設立、横田基地空域の航空管制の返還を求める意見書の提出についての陳情書」については、陳情書の処理基準の10「本市に住所を有しない者から郵送により提出されたもの」に該当することから、委員会付託せず全議員への配付とすると決定された。次に、陳情第7－10号「従来（紙）の健康保険証の発行存続を求める意見書提出の陳情書」については、陳情書の処理基準の11「既に議会として結論を出した会議から、同一任期中に提出されたもので、同趣旨と認められ、かつ、特段の状況の変化がないと認められるもの」に該当することから、委員会付託せず全議員への配付とすると決定された。

【山田委員長】 本件は報告事項だが、何かあるか。

【石田委員】 紙の健康保険証の発行存続に関する陳情について、確かに同一任期中に出されたもので同一趣旨のものがあったのでその点は理解するが、この間自民党の総裁選な

どがあり、紙の健康保険証の存続に関して、残していくべきだと言っていた人がなり、それが進められていない状況は、私は大きな動きだったと思っている。こういうものが改めて出てきたということは、審査に値すると思うが、それはあまり大きな動きではないという捉え方なのか。

【青木議長】 本件は、陳情書の処理基準に準じて判断した。

【石田委員】 承知した。

【山田委員長】 本件は、各議員に対して配付するので、その中で必要だと思う議員または会派で、意見書を出したり一般質問をしたり、いろいろな形で対応していただければと思う。

それでは、本件は報告事項なので、これで終了する。

3 大和市議会委員会条例の一部改正について（資料４－１、４－２）

【山田委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 今回の改正は、昨年１２月定例会において、市長から提出された行政組織を改正するための「事務分掌条例の一部改正」が原案のとおり可決され、組織再編が行われることとなったことから、市の組織再編に併せて、委員会条例の別表で規定している常任委員会の所管事項を改正するものである。資料４－１を御覧いただきたい。２月１０日に既に全議員に情報提供されている組織再編案であり、参考配付しているものである。資料４－２を御覧いただきたい。昨年１１月２６日に、議長は、臨時で各派代表者会を開催され、「事務分掌条例の一部改正」が可決された場合は、委員会条例の改正が必要となることを周知されるとともに、可決された場合の委員会条例への影響等を可視化できるよう、イメージ案を提示された。資料４－２は、このイメージ案に、条例の施行日を加えた新旧対照表で、この素案を基に本委員会で協議していただくことが、先ほど開催された各派代表者会で合意されたものである。１ページを御覧いただきたい。総務常任委員会は、現行の「政策部」を「未来政策部」に変更している。厚生常任委員会は、現行の「健康福祉部」を「あんしん福祉部」に変更している。この結果、健幸・スポーツ部に移管される現行の「健康づくり推進課」と「医療健診課」が所管外となる一方、現行の「保険年金課」が新たに所管となる。文教市民経済常任委員会は、「市民経済部」を「市民経済・にぎわい創出部」に、「文化スポーツ部」を「健幸・スポーツ部」に変更している。この結果、「あんしん福祉部」に移管される現行の「保険年金課」が所管外となる一方、現行の「健康づくり推進課」、「医療健診課」、「農政課」と「道路安全対策課」の一部が新たに所管となる。また、現行の「農政課」が所管となることに伴い、「農業委員会」を新たに所管として加えている。また、委員会の名称を、「文教市民経済常任委員会」から「健幸教育市民経済常任委員会」に変更している。裏面、２ページを御覧いただきたい。環境建設常任委員会は、「環境施設農政部」を「環境共生部」に、「街づくり施設部」を「まちづくり部」に変更している。この結果、「市民経済・にぎわい創出部」に移管される現行の「農政課」と「道路安全対策課」の一部と、「農業委員会」が所管外となる。以上は、あくまでも議長のイメージ案であることを御承知おきいただきたい。次に附則は、第１項で、令和７年４月１日施行とし、第２項は、委員会の所管事項変更に伴い、委員を改めて選任しなくてもよいようにするため、旧常任委員を新常任委員とみなし、その任期は当該委員会委員の残

任期間とする旨の経過措置を設けるものである。以上の内容で、委員会条例の改正を検討いただきたいというものである。続いて、本件に関する今後の流れについて説明する。本日は各会派にお持ち帰りいただき会派内で検討していただくようお願いする。次回3月13日（木）の本委員会で、本日の資料4－2の新旧対照表を基に、質疑や修正等があればそこをお願いする。その次の21日（金）の本委員会で、提出者、賛成者をまとめ上げていただき、24日（月）の本会議最終日での議決をお願いすることとなる。なお、市の組織再編は、4月1日からとなるため、この委員会条例の改正は、3月定例会中に行う必要があることを申し添える。このことから、資料4－2の議長のイメージ案と異なる考えを持つ会派は、次回3月13日の本委員会に具体の案を提案していただく必要があることについて、あらかじめ御承知おきいただくようお願いする。

【山田委員長】 事務局からの説明について、何かあるか。

【石田委員】 円滑な進行のために、割り振りを考えていただき議長に感謝する。一方で、議会が今の状況でも、特に当初予算や決算を審査する委員会は午後5時を回ってしまう状況がある中で、委員会に割り振られている業務量の分担は重要だと思う。例えば、いつも文教市民経済常任委員会と厚生常任委員会が、遅い場合には22時とか21時まで審査をしている。今回のを見てみると、4常任委員会の中で一番早い時間に委員会が終わる傾向の環境建設常任委員会の所管から農政の部門が抜かれているため、今の状況が加速するのではないか。この間、私が懸念し、市に対してもいろいろ意見を言ってきた流れが全くくまれていないと思う。議長の考えを伺いたい。

【事務局次長】 先ほど、議事係長が説明したとおり、資料4－2は、11月26日に各派代表者会で既に配付しているものであり、あくまでも議長のイメージ案である。この議長のイメージ案と異なる考えを持つ会派は、次回3月13日の本委員会に、具体の案を提案していただく必要があることについて御承知おきいただきたいということであるので、お考えがあれば、次回に具体の案を示していただきたい。

【布瀬委員】 各常任委員会それぞれ現在何課何係あり、それが新たな組織編成によって数が何課何係になり、それぞれの委員会が何課何係を所管として抱えるのかは計算しているか。

（「自分で数えては」と呼ぶ者あり）

【議事係長】 資料4－1に組織の新旧をつけているので、そちらを御参照いただければと思う。

【赤嶺委員】 これまでも組織改正が行われてきたが、その際は市の組織改正に準じた形で委員会の所管も変更してきたと思うが、いかがか。

【議事係長】 基本的にはそのとおりと認識している。

【赤嶺委員】 今回の組織改正が行われることにより、会派でその内容について考えがあればそれをまとめて、次の本委員会に諮るとのことである。その結果、議会と行政の所管がずれ、議会は議会で、独自で委員会の審査対象を判断していくということにもなり得るということではいか。

【議事係長】 大和市議会の委員会条例は、別表で各常任委員会の所管を決めている。別

表に部単位で組織を記載し、その所管に属する事項というようなつくりで委員会の所管を分けている。したがって、新しい市の組織の、例えば新しい名称の部ができてそれを記載しないということになるとずれるが、そうならないような、漏れることはないような改正を行うことになろうかと思う。

【星野委員】 部ごとに審査するということは、極端な話、例えば総務常任委員会の所管になる案が示されている未来政策部を、他の委員会に持ってきてよいということか。

【議事係長】 案としてはその通りである。ただ、市の事務分掌条例が、部単位の規定であるため、課単位で書こうとすると、市のほうは規則の規定になり、そこについては市のほうで単独で改正できるので、委員会条例として規定するには、その点は御留意いただきたい。

【赤嶺委員】 今の質疑内容を含めて、提案のある会派は、それらをまとめて根拠を示して提案するということでよいか。

【山田委員長】 そのとおりである。

一つの課だけを抜いたりすることはなかなか難しいと思うが、部単位で組み合わせを変えることで平準化ができるという案などがあれば、それぞれの会派で検討し、次回に案をお持ちいただきたい。

【山田委員長】 それでは、事務局から説明した流れで協議していくことでよいか。

全 員 了 承

【山田委員長】 それでは、そのようにお願いします。

4 大和市議会の個人情報の保護に関する条例等の一部改正について（資料５－１、５－２）

【山田委員長】 事務局に説明を求める。

【総務係長】 資料５－１を御覧いただきたい。本件は、本委員会に先立って開催された各派代表者会でも説明させていただき、おおむね了承をいただいているものである。今回の改正は、全国市議会議長会から示された条例（例）に沿って作成したものである。主な改正内容としては３点ある。①刑法改正（「拘禁刑」の創設）に伴う対応は、「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う改正に対応するものである。具体的には、「懲役」から「拘禁刑」へ変更している。②「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４６号）」の施行に伴い、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」という。）が改正され、同法第２条第８項が新設されたことに伴う対応は、第８項以下の項番号が順次繰り下げられることに対応した。③所要の規定の整備として、条文や字句の整理が行われたことに対応する。以上を踏まえ、資料５－２の新旧対照表の内容のとおり改正させていただきたい。続いて、本件に関する今後の流れについて説明する。次回３月１３日（木）の本委員会で、本日の資料５－２の新旧対照表を基に、質疑や修正等があればそこでお願います。その次

の 21 日（金）の本委員会で、提出者、賛成者をまとめ上げていただき、24 日（月）の本会議最終日での議決をお願いすることになる。

【山田委員長】 説明のとおりでどうか。

全 員 了 承

【山田委員長】 それでは、そのようにお願いします。

5 大和市議会傍聴規則の一部改正について（資料 6）

【山田委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 本件は、本委員会に先立って開催された各派代表者会で概要を説明し、傍聴規則は、議決事項ではなく、議長が改正することとなるが、議会傍聴の運用については、本委員会で協議を行っているため、この改正案を素案として、本委員会で、協議することについて、合意されたものである。今回の改正は、全国市議会議長会が、本年 2 月 5 日に、標準市議会傍聴規則の一部改正を行ったことに対応し、大和市議会傍聴規則の改正を行うものである。標準市議会傍聴規則は、平成 3 年以降、改正が行われておらず、そのため、最近では一般的に使用されない語句や、制定・改正時の社会情勢を反映した規定が存置されている。このような状況を踏まえ、傍聴環境を整備し、開かれた議会とするため、改正に至ったものである。資料 6 を御覧いただきたい。傍聴規則一部改正案の新旧対照表である。1 ページを御覧いただきたい。第 3 条第 4 項の改正は、用語の整理である。第 4 条の改正は、第 2 条で「傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。」と規定しているが、「一般席」の定員の規定であることを明確化したものである。第 8 条第 1 項の改正は、「傍聴席に入ることができない者」の規定を、傍聴環境を整備し、開かれた議会にするなどの観点から見直すものである。なお、現行の第 8 条第 1 項第 3 号の「異様な服装をしている者」との規定は、「異様な服装」の定義は時代や社会情勢によって、また人によって解釈が異なること、議事妨害や傍聴妨害に当たる服装は、改正後の第 4 号の規定で対応可能であることから削除、現行の第 5 号「笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者」との規定は、この事例を近年見聞することがなく、傍聴席で音の出る器物を使用することについては、次条の傍聴人の守るべき事項で、対応可能なことから削除するものである。2 ページを御覧いただきたい。第 8 条第 2 項と第 3 項の新規定は、傍聴人が携帯禁止の物を傍聴席に搬入することを抑止するために追加するものである。国会は議長が議院警察権を有しており、衛視又は警察官に身体検査をさせることができるが、議院警察権と同様の実力強制権は、地方議会には認められていないとされており、地方議会の場合、身体検査の規定を設けることはできないと考えられる。そこで、県及び町村の標準傍聴規則では、抑止のため、携帯品について質問させること、応じない者の入場禁止を明示的に規定している。市の標準会議規則にも、今回の規定の整理により、同様の規定が設けられるため、大和市議会の傍聴規則にも同様の規定を追加するものである。また、現行の第 8 条第 2 項の「児童及び乳幼児」の規定は、昨今の社会情勢を踏まえ削除しているが、乳幼児が泣いたとき等は、次条、第 9 条第 1 項第 1 号の「静粛にすること」に該当することとなる。第 9 条の改正は、「傍聴人の守るべき事項」の規定を、第 8 条と同様に見直すもので

ある。なお、第3項の「携帯電話端末」について、現行は、「携帯電話端末」の規定はなく、各派代表者会での申合せにより、電源を切っていただく運用としているが、医療機関等でも必ず電源を切ることまで求められなくなっていること、緊急時を想定し、電源が入った状態にしておくことなどが必要なケースが考えられることなどから、「又は音を発しない状態にすること」と規定している。なお、「その他音を発する機器」には、タブレット端末やノートPC等が含まれる。また、現行の第4号「帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと」は、会議規則に同様の規定があるが、議場に入る議員や説明員に対する品位の保持に関する規制と同様の規制を傍聴人に課す必要性は乏しく、性別、年齢、障害の有無等を理由に傍聴の機会を制限しないため削除するものである。また、現在の第6号「不体裁な行為」は曖昧な表現であり、「みだりに席を離れ」とあわせ、改正後の第5号の「他の傍聴人の迷惑となるような行為」として規定に包含されるため、削除するものである。第10条の改正は、現行規定の「映画」は一般名詞であること、誰でも簡単に写真や動画を撮影、さらには動画配信ができる技術が普及している現状を踏まえ、傍聴人の分かりやすさの面から、表記を「写真の撮影、録音、録画、放送等」に改める。なお「放送等」と規定し、「等」の中に動画配信も包含されるという規定となっている。第12条の規定は、用語の整理である。3ページを御覧いただきたい。第13条、第16条の改正は、用語の整理である。4ページを御覧いただきたい。第10条の改正に伴い、第6号様式の種類の欄の内容を改正するものである。施行日は、令和7年4月1日とするものである。以上の内容で、傍聴規則の改正を検討いただきたい。続いて、本件に関する今後の流れについて説明する。本日は各会派にお持ち帰りいただき会派内で検討していただくようお願いする。次回3月13日（木）の本委員会で、本日の資料6の新旧対照表を基に、質疑や修正等があればそこをお願いする。13日の本委員会、またはその次の21日（金）の本委員会で、合意されれば、3月中に議長が規則改正を行い、公布することとなる。

【山田委員長】 事務局からの説明について、何かあるか。

【石田委員】 全国市議会議長会が示しているこの改正の内容を説明する文章があると思うが、それは事務局で持っているか。

【議事係長】 事務局にあるので、閲覧可能である。

【山田委員長】 それでは、事務局から説明した流れで協議していくことでよいか。

全 員 了 承

【山田委員長】 それでは、そのようにお願いする。

6 一般質問について（資料7―1、7―2）

（1）配付資料について

【山田委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 資料7―1、7―2を御覧いただきたい。本件は、昨年12月18日の本委員会において、議長からの依頼として協議していただいたが、一度各会派に持ち帰っていただき、再度協議することとなったものである。前回、議長が御自身の考えが十分に伝わりきらなかったと判断されたことから、本日の協議に役立てていただきたいと資料7―

1として議長案を作成された。7-2は前回の本委員会で配付した現在の申合せである。持ち帰っていただいた内容の1点目は、今後も一般質問において、資料配付を続けるのかを確認していただくこと。次に、資料配付を続けると決定した場合、2点目は、資料の規格について、A4サイズ1、2枚程度としているが、片面印刷でも両面印刷でもA4サイズ2枚までとすることによってよい、御確認いただくこと。3点目は、一般質問の資料である旨のラベルは、資料の右上に表記するとの現行の申合せを遵守いただくことによいか、御確認いただくこと。以上の内容について、資料7-1と7-2を御覧いただいた上で、本日も協議をお願いするものである。

【山田委員長】 内容は、事務局から説明したとおりである。7-1の議長案は、これまでの、曖昧な表現を極力無くして、明確な表現にするとの趣旨で作成されたものと受け止めている。事務局から説明した3点、1点目、今後も一般質問において、資料配付を続けるのか。2点目、資料の規格について、A4サイズ1、2枚程度としているが、片面印刷でも両面印刷でもA4サイズ2枚までとすることによいか。これはA3サイズの手紙を半分に折った状態をA4サイズ2枚とみなすことも含める。3点目、一般質問の資料である旨のラベルは、資料の右上に表記するとの現行の申合せを遵守いただくことによいか、について、各会派内で、意見をまとめてきていただいていると思うので、順番に3点を一括でお聞きしていきたい。

【星野委員】 大和維新×iRAISEは議長案に賛成である。

【北島委員】 立憲民主党も議長案に賛成である。

【石田委員】 虹の会は、一般質問の資料である旨のラベルを表記しなければならないとあるが、重要なのは、何年何月何日何曜日に何々議員の一般質問資料であるということ、右上に表記するということなので、このラベルの体裁にこだわる必要はないと思う。逆に一行で書いたほうが、全体としては収まるところもあると思う。作る側の資料の状況に合わせて裁量があってもよいと思う。そのほかの部分は賛成である。

【布瀬委員】 神奈川ネットワーク運動は、枚数は2枚までと限定するのではなく、程度というところでとどめておいたほうがよいと考えており、その点は賛成できかねる。

【堀口委員】 日本共産党はおおむね議長案に賛成する。虹の会の案にも賛成である。ラベルの表記については、必ず右上に表記ということで今提案されているが、資料の作成具合によってどうしても右に入らないところは、議長に申入れることができるという話が前回あったと思う。資料がその議員のものだと分かればよいと思うので、そこは柔軟に対応してもよいのではないかなと思う。

【木村委員】 自由クラブは賛成である。

【吉澤委員】 公明党も賛成である。

【赤嶺委員】 自民党・新政クラブも議長案に賛成である。これまでの経緯を考えると、ラベル表記もばらばら、記載もばらばら、枚数もばらばら。だから問題が起きてきた。議長案のとおり厳格に運用を行っていくことでトラブルを防止していただきたいという思いを込め賛成する。

【山田委員長】 皆さんから意見が出たが、まず1点目については、今後も一般質問において、資料配付を続けることについては皆さんよいか。

全 員 了 承

【山田委員長】 今後も一般質問において、資料配付を続けることについてはそのとおり決定する。次に、2点目の資料の規格について、片面印刷、両面印刷にかかわらず、A4サイズ2枚とすることに関しては、枚数を限定するべきではないという神奈川ネットワーク運動からの意見があったが、それについて皆さんから意見はあるか。

【石田委員】 将来的にタブレット端末も導入されるので、また話は変わってくると思うが、資料を用意するお金は政務活動費で支出するわけであるから、2枚と限定する根拠は乏しいと思う。ただ、ここでその点について合意することは厳しいと思うので、今後話し合っていければと思っている。枚数は2枚であるべきだと考えてはいないが、現行はこれで合意していくことはよいと思う。

【布瀬委員】 タブレット端末の導入が次年度には予定されているが、導入後の資料については今後議論するというので、またその際に意見を提案すればよいのか。

【議事係長】 そのとおりである。

【布瀬委員】 資料は、一般質問の内容を分かりやすくするために枚数制限のないほうがよいと思うため、その点に対しては賛成しかねると意見を述べたが、現行でも2枚の裏表の中で皆さん一般質問を行っているということで、それに対して合意をしたいと思う。

【山田委員長】 神奈川ネットワーク運動も合意するというので、これで全会一致ということになる。議長の提案どおり、A4サイズ2枚までとするということで決定したいが皆さんよいか。なお、A3をA4の形に折った状態は、A4が2枚としてみなすということも併せてよろしいか。

全 員 了 承

【山田委員長】 3点目はラベルの添付についてである。資料7-1に記載の様式では2行になっているが、内容が網羅されていれば1行でもよいのではという意見がある。また、添付の場所は右上に限らず、他の場所でも、議長に申入れをすればよいのではという案もある。それらについては皆さんいかがか。【石田委員】 ラベルに関しては、かたくなにこうしたいと考えている方は多数ではないと肌感覚を持っている。資料を作っていると、いろいろな状況が発生すると思う。そのようなときに左上にできたりとか、1行で収められたりとか、少し裁量をいただきたく、それにより何か重篤な混乱が生じるとは考えづらいと思う。

【布瀬委員】 議長案の最後に、「上記以外に疑義等が発生した場合の取り扱いは、議長が決定する。」と書いてあるので、例えばラベルの添付を右上にできない事情が生じた場合には、議長に相談して許可を得るという意味だと私は理解した。ここに記載されているのは例であるので、この内容が入っていれば1行にしても構わないと私は理解したが、それでよいか。もしくは2行にしなければならないという決まりがあるのであれば教えていただきたい。

【青木議長】 現行がこのようなになっているのでこれをお願いしたいということである。また、このラベルを右上に持ってくるようにするというのも皆さんの手腕だと思う。

【布瀬委員】 どうしても例に沿ってできない事情があれば議長に相談できるという意味で最後にこの記載があるのかと思ったのだが、そういう意味合いではないのか。

【事務局次長】 事務局の今までの実情を説明する。資料の提出はその議員の一般質問日の前日午後5時までになされるが、そのときに必ず議長が議長室にいるとは限らず、その場合事務局が判断しなければならない。しかし、我々が裁量を持って判断することは事務局が議員を超えてしまうことになる。それは、議員各位も望んでいないと思う。例えば原則はこうだが裁量によりこれでもよいとなった場合で議長がそのときにいない場合、締切りがあるものなので事務局が判断しなければならなくなってしまう。また、午後5時のぎりぎり1分前などに、90部印刷してきてしまったと持って来られた場合で、議長不在により事務局が判断しなければならない場合がありえる。そういった懸念があるため、我々からのお願いとして、決め方として、赤嶺委員が先ほど述べたように厳格に運用するか、もしくはフリーにするかにしていただき、事務局が議員に対して裁量を持って判断するような状況が生じないようにしていただきたい。

【石田委員】 年月日と、どの議員の一般質問資料かということが、右上に記載されていればいいと思うので、ラベルでないといけないとすると、ラベルの体裁をパソコンで、四角で囲って作らなければいけないとか、そういう細かい話になってくる。資料にただ打てばよいだけであれば簡単だが、四角で囲むことにメリットがあればよいが、右上に記載されていればよいと思う。ラベルを右上に添付するという取決めではなく、年月日や議員名などの必要な項目を書くということを決めたほうが、判断において明確なのではないか

【井上副委員長】 今事務局から説明があったように、事務局の判断に幅がある状況が困るということである。そうであるならば、まずは事務局が判断できるようにするほうが、事務局の負担も少なくなる。ただ、どうしてもイレギュラーな場合が出てくるときには、もっと事前に、議長が判断できるような段階で当該議員から早めに相談すれば今話があったような問題は生じない。そのため、基本的には事務局の負担を減らすためにも、現行ルールで決めたほうがよいと思う。

【石田委員】 事務局に確認したい。資料7-1にはラベルの例と書いてあるので、ラベルがこのようなものでなければならないとは書いていない。私は具体的に決めることはいかがなものかと思っている。

【事務局次長】 先ほど話があったように、ラベル例は資料7-2にあるとおり現行と変えていない。

【赤嶺委員】 なぜ1行にする必要があるのか。そもそも資料はその議員が自分で作っているはずであり、この記載を右上にするというだけの話である。それができない人が資料を作っていることのほうが心配である。しかもルールに沿っていないものをギリギリで持ってきて、取り下げず、配付してほしいと言われたら、それは事務局が困ることは当たり前である。こうしたことがこれまで起きていたからこそ、今この議題が出ている。この書き方でルールとすることを確認すればよいだけではないか。フォントやサイズの指定をすところまではしていない。単にこの記載で実施する確認をしているだけである。

【石田委員】 ここにはラベルの例と書いてあるので、こうしなさいという記載になっていない。だから、ラベルに関して、この明記されている文面では決まってない。だから、ラベル例ではなくて、ラベルはこのようにすると書いたほうが、より明確な状態になると

思う。確定した状態をつくってあげないと、事務局に対して不親切だと思う。それはラベルを1行にするという議論をしているのではなく、このようにするという確定する書き方にしないと、後々ここにいる人たちが全員入れ替わったときに、また話が分からなくなってしまう。

【事務局次長】 ラベル例ではなく、ラベル書式とすることもできる。

【山田委員長】 ラベル書式であればこの書式で皆さんよいか。

全 員 了 承

【山田委員長】 それでは、この書式でよろしく願います。右上でも左上でもどちらにすることも可能だとは思いますが、皆さんがラベルの添付は右上で大丈夫ということによければそのようにしたいがよいか。

【石田委員】 右上か左上かにこだわる必要は全くないと思っている。しかし、これからタブレット端末が導入されるということもあり、今後のことも分からない中で、これ以上本件についての議論で時間を浪費することはもうよいという意味において、右上で決めたいということであれば、話を合わせる。

【山田委員長】 日本共産党も合意でよいか。

【堀口委員】 よい。

【山田委員長】 それでは全会派合意ということであるので、ラベルの添付については、右上でこの書式を記載することで決定する。

(2) パネルを用いて説明する場合に事前に議長に申し入れることについて

【山田委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 本件は、昨年12月18日の本委員会において、協議していただき、一度各会派に持ち帰っていただき、再度協議することとなったものである。資料7-1の下段が議長案、資料7-2の下段が前回の本委員会で配付をした、現在の申合せである。現在の記載はパネルとなっているが、従前よりパネルに限定することなく、議員が演壇で何らかの物体を示す行為を行いたい場合には、議事を運営する議長が事前に把握しておく必要があることから、議長へ現物を提示しての申入れが行われてきたものである。ただ、申合せには「事前に」などの文言もないなど、議長として記載内容が不十分だとも感じているとのことである。したがって、例えば、書籍、パンフレットなど、パネル以外でも演壇で何らかの物体を示す行為は、議長へ現物を提示しての申入れが必要である旨を明記したり、申入れの締切りを明示することなどについて資料7-1と7-2を御覧いただいた上で、本日御協議をお願いするものである。

※議事係長が資料7-1の議長案を朗読

【山田委員長】 内容は、事務局から説明したとおりである。各会派内で、意見をまとめてきていただいていると思うので、順番にお聞きしていきたい。

【赤嶺委員】 自民党・新政クラブは議長案に賛成である。

【吉澤委員】 公明党も賛成である。

【木村委員】 自由クラブも賛成である。

【堀口委員】 日本共産党も賛成だが、事前というのはいつまでのことなのか決めておいたほうがよいと思う。

【布瀬委員】 神奈川ネットワーク運動も賛成である。

【石田委員】 虹の会は、そもそも壇上で説明に使う資料について、議長に確認を取らなければいけないということ自体の意味が分からない。この間何か問題があったのか。根本的に、これによりどのような問題が発生するのかが不明確である。その不明確な中でなぜルールをつくらなければならないのかが分からないので、本件には賛成しづらい。

【北島委員】 立憲民主党は賛成である。ただ、事前というのがいつまでなのかは明記していただきたい。

【星野委員】 大和維新×iR A I S Eも賛成である。

【山田委員長】 今、事前に議長に確認をする必要性の理由について質問があったため、事務局から説明する。

【事務局次長】 議長に確認する期限を前日などにしていないのは、一般質問で、その議員が、例えば明日このようにしたいと説明したいときに議長がいない場合がある。期限について、一般質問の寸前でもよいのかというと、不可ではない。しかし、そこは一般的な解釈でなるべく寸前にならないように、支障のない範囲でという意味でこのような表現にしている。もう少し細かく決めたほうがよいという御意見に対しては、協議するかどうかは委員長の御判断であると思う。

石田委員から御質問のあった、なぜ事前に確認を議長に取らなければいけないのかというと、理由は大きく2つある。1つは、議長は進行役であるので、例えば状況を把握していない状況で、急に議員が物を出すと支障があり、さらに議長から見ると背中越しであり何を示しているのか分からない。2つ目は何を出すかが分からないので、著作権や肖像権に及んで訴訟リスクがある点だと思う。例えば、有名な写真や絵を掲示し、これを市役所内で掲示してはどうかなどと急に出した場合、また、肖像権の観点だと、例えば有名な芸能人の写真を出したり、有名なアニメのキャラクターを出したりしてこの人を市役所に呼んではどうかとか、このキャラクターを市役所のキャラクターに使ってはどうかというようなことで突然出した場合に、議会は生中継をしているので、著作権、肖像権の観点で訴訟リスクを負う可能性がある。そういうことを議長は未然に防がなければならない立場であり、そういった観点等から事前の確認が必要であるという規定と承知している。

【石田委員】 今の説明が理由で、事前に議長に確認を取らなければならないことが合意されているのであれば賛成できる。今、事務局から説明があった内容を理由として、議長に確認を取っているということが、全会派で確認が取れるのであれば、議長への事前の確認は正当だと思うので、応じたいと思う。

【星野委員】 今、事務局から説明があったことは、普通どこの社会に行っても、上司に報告・連絡・相談するのは普通のことだと思う。常識の範囲内で妥当だと思うので、事務局の判断を仰ぐ必要もなく、賛成できる話だと思う。

【赤嶺委員】 賛成反対以前に、そもそもそうだと思っている。昔はそういう運用がなされていた。もとより、一般質問自体が議長の許可の下行われているものであり、当然、資料配付も同様である。なのに、なぜ壇上で掲げる資料だけは自由でよいのかと、普通そう思うはずである。先ほど事務局からも説明があったように、会議規則を読めば分かる話で

ある。議長が議事を整理し、一般質問が円滑に行われるようにしなければならないのは当然の話である。そもそもこれまでの運用どおりやっていけば問題がないので、記載のとおりで何ら問題ない。そもそも、過去においては、言論をもってなされるべきだとして、パネルなどで資料を示すことはできなかった。そのときに比べたら、今は大分行いやすくなっている。何か不測の事態が起きないように質問者が何か資料を使用する際には、しっかり事前に許可を得ることは当然のことだと思う。

【山田委員長】 本件について議長から提案されているのは、運用としてこれまで実施してきたことではあるが、曖昧になっているところがあるということが問題だということ、今回改めて提示をされている。

【石田委員】 明確にしていくのであれば、なぜやるのかということに関しても明確にしたい。必ず反対したり、何としてでも求めるということを行っているのではなく、なぜ行うのかということ普通そうだからとか、見たら分かるとかということではなく、なぜやるのかということ、具体的に項目を出したい。言論の府であるから、いろんな解釈がある中で、実施する理由を明確にしたい。

【山田委員長】 それに関しては先ほど事務局から説明があったと思うが、肖像権や著作権のリスクがあるので前もって議長にお示しいただきたいということで進めていきたい。

もう一つの質問について、事前という言葉をもう少し明確にしたほうがよいのではないかという意見が出たので、それについて協議をし、そしてそれを踏まえての最終的な合意を取りたい。事前という言葉の定義について皆さんから意見はあるか。

【石田委員】 1日前には確認を取るべきだと思う。

【山田委員長】 今、前日までにという意見が出たが皆さんいかがか。

【青木議長】 今後の議長にも当てはまることだと思うが、前日といっても、前日の午後5時頃に持って来られても、翌日の朝一番の方だった場合、対応しきれないので、判断ができる時間を設けていただきたい。

【石田委員】 議長の言うとおりで、午後5時頃にいきなり持って来られても、それが前日だと強弁されると困ると思うので、前日の正午まででよいと思う。

【星野委員】 事務手続き上、どのくらいの範囲を持ったほうがよいのか伺いたい。

【事務局次長】 事務手続き上と質疑いただいたが、議長の判断となるので、事務局は判断する立場ではない。議長が判断するにはどのくらい時間の猶予を持てばよいかという視点で御協議いただければと思う。

【星野委員】 我々は、議長の登庁頻度などをよく認識していないので、事務局であればその頻度を把握していると思うので、その点を踏まえ、大体どのくらい前までであれば、議長がいるのかを想定して、今の質疑にお答えいただきたい。

【事務局次長】 具体的には、一般質問は3日間ある。2日目と3日目に質問する方については、議長は前日必ずいるので確認いただける。1日目に質問される方の場合、前日は休会日にあるので、例えば先ほど石田委員から提案のあった前日正午を締切りとした場合、これから議長は、一般質問1日目の前日の休会日には登庁していただき待機していただくことになると承知している。

【山田委員長】 議長が必ずいる日となると、一般質問前の本委員会ということになるがいかがか。

【赤嶺委員】 日程として追加するということか。

【事務局次長】 一般質問の前という意味は、通常、一般質問の前日に本委員会があるので、その場に議長はいる。ただ、本委員会がお昼頃に終わると、午後は通常いない。

【赤嶺委員】 必ずしも前日でなくてよいと思う。前日までに確認が取ればよいので、例えば本会議初日に確認してもよいわけである。要は事前に余裕を持って議長に確認してもらえばよいだけの話である。

【山田委員長】 事前にという言葉、もう少し具体化したほうがよいのではないかという意見があった。事前にという言葉の定義について、議長がいるときと考えた際、一般質問前の本委員会だが、そのときまでに現物を見せるということではいかがかと先ほど提案させていただいたがそれで皆さんよろしいか。

【堀口委員】 それでよいが、ただ、今一般質問のすり合わせ期間がタイトになっており、答弁の内容が直前に来るというときがある。それに合わせて資料を出さなければならなかった際に、例外が出ることを危惧している。

【石田委員】 一般質問3日目に質問する方も、一般質問前の本委員会開催前までに、資料を出すことを言わなければ、3日目の一般質問でパネルなどの提示をできないということになると思うが、そこまでする必要はないのではないか。質問する前の日の午前9時までに出すという話でよいのではないか。それに何の問題があるのか。

【赤嶺委員】 一般質問前日までに余裕を持って事前に確認すればよいだけの話だと思う。確認が取れないならそれは仕方がない。確認ができていないなら、資料を使うことはできないということになるだけだから、それでよいのではないか。

【山田委員長】 では、一般質問の前日までにということで皆さんよいか。

【吉澤委員】 パンフレットとか書籍とか、私が議長をしていたときはしっかり確認できていた。ただ、このところそれが出ていなかったのも、あえて言わせてもらっている。当日午前8時半に議長が来る際に、それを待って見てもらうことも過去にあった。ただそのようにすると運用がばらばらになるので、前日の午前9時までであれば支障ないと思う。

【山田委員長】 では改めて、前日の午前9時までと意見が出たが皆さんいかがか。

【事務局次長】 一般質問をする前日の正午というのは、一般質問1日目の方はよいが、2日目、3日目の方にとっての前日は一般質問が行われている最中なので、正午には議長は議長席に座っている場合があると考えられる。なお、午前9時までであれば開会前なので対応可能と思われる。

【山田委員長】 それでは一般質問をする前日の午前9時までということで皆さん合意していただけるか。

全 員 了 承

【山田委員長】 それでは皆さんの合意が取れたので、そのようにさせていただく。本日決定した運用は、各会派にもしっかりと持ち帰っていただき、お伝えいただきたいと思います。

【石田委員】 先ほど事務局から説明のあった、一般質問の資料を事前に議長が確認する

理由は、議長の進行役としての理由と、著作権、肖像権に対するリスクを未然に防止するために必要であるということによろしいか。

【山田委員長】 それは先ほど確認したとおりである。

7 環境建設常任委員会の道路議案現地視察について

【山田委員長】 事務局に説明を求める。

【事務局次長】 本件は、昨年12月18日の各派代表者会において、自民党・新政クラブの井上代表から事前に議題としていただきたい旨の申出が議長に対してあり提案されたもので、先ほど開催された各派代表者会において、本委員会で協議いただくことで合意され送られてきたものである。提案の内容は、毎年、12月定例会では道路議案が提出されており、付託された環境建設常任委員会では、開会後に直ちに委員会を休憩し、当該道路議案のうちの2、3か所について、バス事業者と契約して、借り上げたバスで現地まで移動して視察を行い、その後バスで市役所に戻ってきてから同委員会を再開している。この道路議案の現地視察について、今後は行わないこととはどうかとの内容である。

【山田委員長】 内容は事務局から説明したとおりであるが、まずは井上副委員長から説明をお願いしたい。

【井上副委員長】 12月の各派代表者会で、環境建設常任委員会の道路現地視察は今後やめたほうがよいのではないかと提案した。御存じのとおり、私は10年以上、環境建設常任委員会の委員を務めていて、毎年12月に現地視察に行くが、大体議案として10か所ぐらいあるうちの2、3か所をバスで見に行っている。しかも、見に行く場所は、バスが停められる広いところに限定して行っており、大体新興住宅地の道路移管関係が多く、バスを業者からわざわざ借りて2、3か所見て、2時間くらいかけて戻って来ることに非常に疑問を持っていた。今回、私が初めて委員長をさせていただいたが、私以外の委員からもそのような声があり、こういった提案をした。行政側に最小の経費で最大限の効果を議員はいつも言っているわけであるので、改めて議会全体で、税金の使い道という問題意識を持って考え直すべきであるということで提案をさせていただいた。

【山田委員長】 本日は、本委員会で議題としたばかりなので、一度各会派に持ち帰っていただき、次回、3月13日に開催予定の本委員会で協議したいが、本日何か確認されたい事項はあるか。

【石田委員】 今の段階で虹の会として考えていることを検討の中に入れていただきたいと思い提案させていただく。道路の視察に関しては、全く必要性がないとは思わない。見に行くことによって分かることもある。ただ、道路視察を廃止するのであれば、もっと他のものを見に行ったらよいのではないかとと思っている。例えば、指定管理制度は、会計情報が全く分からないと私は思う。一つの視察をやめるのであれば、別のものを見に行くという案があるべきではないかと思う。

【木村委員】 道路議案について、以前は6月と12月の2回現地視察があった。当時は市のマイクロバスがありそれを利用していた。最近それは全て廃車になっており、市内業者のバスを借りて実施しているが、それに5万円前後費用がかかる。ただその割に、内容が、10か所前後のうちの2、3か所しか見られていない。行って現地を見ることに越したことはないが、案件や所在地の記載された資料は事前に議員に配られている。自分の

関心があり、見ておきたい場所は先に見ておいて、その上で分からないことは当日委員会で質疑すれば十分済むことだと思う。

【山田委員長】 各位意見があるかと思うが、今日は一度、持ち帰っていただき、各会派でまとめて来ていただいて、次回協議したいと思う。

【布瀬委員】 現状、道路議案の視察先の選定については、井上副委員長が述べたように、バスが止められる場所という理由で決定されているのか。

【議事係長】 選定については、現状は市側から正副委員長に提案があり決定しているが、基本的には今述べられたような理由を加味しての選定となっている。

【井上副委員長】 道路の移管について、今一番多いのは新興住宅地の道路移管である。ただ、中には、ようやく地権者の合意が取れ舗装ができ、今まで砂利道だったところを市に移管するパターンもある。しかし、そういった場所は大体が狹隘道路であり、バスが入れなかったり止められなかったりするためそういうところはなかなか視察できない。そのため、木村委員が先ほど述べたように、事前にもらっている一覧表に所在地などが書いてあるので、前もって私も事前に見に行っている。委員会で全て見ているのであれば話は別だが、2、3か所のみ新興住宅地のところだけ見ることが続いているのも今回提案をした理由である。

【星野委員】 検討するにあたり、明らかにさせていただきたいことがある。道路視察するにあたり、まずどれだけの財政コストがかかっているのかを教えていただきたい。例えばもちろん人件費も含めて、誰が何人同行してどのくらい行っているのか情報があれば教えていただきたい。

【議事係長】 経費の話だが、まずバス代を実績ベースで説明すると、今年度の視察では、下福田のほうに1か所見に行き、2か所目は市役所にバスを置いて歩いて見に行ったので、バスを使用したのは1か所であり、それによる金額は3万195円であった。これでもう1か所北のほうに行くと、より費用がかかった。また、道路視察を実施している間の速記者の待機時間が、今回は2時間を少し超える時間発生しており、これが実績として税込で約6600円の費用がかかっている。その他に、星野委員が述べられたように、市側の人件費を加味すると、かなりのコストはかかっている。

【事務局次長】 補足である。今説明した金額は、今回実施した道路視察は1か所分しかバスを利用していなかったもので、安いほうの年であると言える。また、同様に速記者の待機時間も、時間が延びれば延びるほどかかる。また、星野委員から御指摘のあった、市側の人件費について、金額換算は難しいが、両副市長、部長、課長、係長、担当職員で、それらはバスで一緒に行くのではなく、車を何台か用意し、事前に到着しているようにしているので、人数にすると10人以上20人未満ぐらいの人員が関わっている。人件費という形で金額は出せないなので、今の説明でそれぞれお考えいただければと思う。

【山田委員長】 ほかになければ、本日は、本委員会で議題としたばかりなので、一度各会派に持ち帰っていただき、次回、3月13日に開催予定の本委員会で協議したいと思うがどうか。

全 員 了 承

【山田委員長】 それでは、そのように決定する。

8 その他

(1) 常任委員会における予算審査について

【山田委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 3月定例会における予算審査について。先ほどの日程3で常任委員会の所管事項の改正について、御協議いただいたが、この3月定例会での予算審査については、他の議案も同様であるが、現行の組織での審査となる。各常任委員会において、現行の所管事項での審査となるので、改めて、各会派の所属議員への周知をお願いする。

【山田委員長】 事務局から説明したとおり、今定例会は、現行の組織での審査となるので、各会派の所属議員への周知をお願いする。

(2) その他

【山田委員長】 その他について、皆さんから、何かあるか。
なければ、これで閉会する。

午後0時06分 閉会